

# 見当識障がいのある器質性認知症と診断された場合

特定認知症保障特約025の場合



お支払い  
できる場合

認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む)により、  
**見当識障がいのある器質性認知症**  
と診断された場合

▶器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において**見当識障がいがある状態に該当**するため、特定認知症保険金をお支払いします。



お支払い  
できない場合

認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む)により、  
**器質性認知症**と診断されたが、  
**見当識障がいのない状態**であると診断された

▶**見当識障がいがない器質性認知症**の場合、特定認知症保険金をお支払いできません。

## 解説

- 上記の例では、医師により器質性認知症と診断確定\*され、意識障がいのない状態において見当識障がいがある状態に該当されたときに特定認知症保険金をお支払いします。
- 次の症状等は特定認知症保険金のお支払いの対象とはなりません。
  - 軽度認知障がい(MCI)
  - アルコール性認知症
  - 健忘症候群
  - 加齢による物忘れ
  - 見当識障がいがない器質性認知症

※器質性認知症の診断確定には、認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む。)の両方が実施されていることが必要です。



- 認知症早期発見・治療支援特約025にご加入の場合はお支払いの要件が異なりますので、詳しくは約款をご確認ください。